

大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務仕様書

1 業務名

大和高田市立小中学校・幼稚園の植木剪定等業務委託

2 履行場所

大和高田市立小中学校・幼稚園

3 履行期限

令和9年2月26日（金）

4 業務内容

(1) 業務

- ・対象樹木の剪定
- ・発生材（剪定後の枝・葉等）の搬出处分
- ・その他の付随する業務

(2) 対象樹木の種類、数量及び仕様

- ・「令和8年度 剪定対象樹木」および「剪定位置図」のとおり表記仕様等と現況が異なる場合は、現況を優先する。
- ・業務の積算に際し、現場確認を希望する場合は、事前に8 連絡先に記載の各学校（園）と日時調整すること。

5 業務仕様

(1) 作業日程の調整

- ・履行期限内に作業を完了すること。
- ・実際の作業日程は平日開校日に行うが、学校（園）と別途協議のうえ決定する。

(2) 剪定方法

- ・剪定は対象樹木の特性に応じて、適正に切り詰め、枯れ枝の除去等を行うこと。
- ・剪定後の樹形は現状をコンパクトにし、整った樹形とするよう努めること。
- ・腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則行わないこと。
- ・太枝の剪定は、切口の表皮が剥がれないように行うこと。
- ・太枝の切断面には必要に応じて病気・害虫からの被害の恐れがないよう、切口に防腐剤を塗布すること。
- ・建物及び外灯・ネットに接触している枝については、学校（園）と協議の上、適切に剪定すること。
- ・公道等へ突出、架線へ接近している枝については、解消するよう適切に剪定を行うこと。
- ・その他個別的な剪定方法に関することは、各校（園）の指示に従うこと。

・発生材の処分は受注者の責任において校外へ搬出し、自治体指定の処分施設等にて適正に処分すること。

6 安全の確保

受注者は、業務遂行にあたり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理には万全の注意を払うこと。また、作業車の進入時や作業中は、生徒・職員・来校者等に危険が及ばないよう安全を確保すること。万一、本業務中に受注者の過失等に伴う人身事故、物損事故等の事故が発生した場合、その損害の補償等については、受注者の責任とする。

7 特記事項

- (1) 作業の際は、対象樹木の「作業前」「作業後」の写真を撮影し、完了時に学校（園）毎に整理して提出すること。
- (2) 作業スペースは常に整理整頓を心がけ、作業終了後は速やかに清掃を行うこと。
- (3) 作業開始前と作業終了後には、各学校（園）担当者に連絡を行うこと。

8 連絡先

No.	場所	住所	連絡先（担当者）
1	片塩小学校	旭北町2-1	22-0151（教頭 コウシ 孝子）
2	高田小学校	大中東町5-15	22-0251（教頭 上平）
3	土庫小学校	土庫3-2-61	22-0351（教頭 喜多）
4	浮孔小学校	中三倉堂2-5-43	22-0451（教頭 横山）
5	磐園小学校	大字有井1	22-0551（教頭 松田）
6	陵西小学校	大字池田3	22-0651（教頭 原田）
7	菅原小学校	大字根成柿436	22-0751（教頭 古谷）
8	浮孔西小学校	曾大根1-5-1	53-0313（教頭 コウダ 迎田）
9	高田中学校	大中東町5-48	22-0851（教頭 ハナシ 端無）
10	片塩中学校	中三倉堂2-9-28	22-0951（教頭 フジハラ 藤原）
11	高田西中学校	大字池田330	22-7851（教頭 オウタケ 應武）
12	片塩幼稚園	旭北町2-4	22-0155（園長 荒木）
13	浮孔幼稚園	蔵之宮町1-30	22-0455（園長 山名）
14	磐園幼稚園	大字有井19	22-0555（園長 小野）
15	陵西幼稚園	大字池田2-2	22-0655（園長 片岡）
16	菅原幼稚園	大字吉井340-1	22-0755（園長 住田）
17	浮孔西幼稚園	曾大根1-8-1	53-0369（園長 丹下）

9 その他

本書に定めのない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。